

名古屋市告示第569号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和7年11月21日

名古屋市長 広沢一郎

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和7年11月21日から同月24日まで及び同月28日から同月30日までの供用時間について、「午前9時30分から午後5時まで」を「午前9時30分から午後7時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課